

消防法が強化されました!

消防機関による措置命令に違反した時は、**ビルのオーナー等に**

罰金 最高1億円

が科せられることとなります。



新宿歌舞伎町
雑居ビル火災
(H13.9.1)

午前1時頃、5階建雑居ビル
3階エレベーターホール付近
から出火。死者44名、負傷
者3名の死傷者を出す。

●この火災を契機に消防法が改正されました。主なものは次のとおりです。

- ・24時間いつでも事前通告なしに立入検査できます。
- ・使用禁止命令等を発動する要件が明確化されました。
- ・避難障害となる物品の除去等について消防吏員がその場で命令できます。
- ・消防法違反で命令を受けた場合は、その旨の標識を消防機関が設置しなければなりません。
- ・オーナー責任の罰金は、最高1億円です。
- ・防火対象物を年1回点検する制度が創設されました。

この改正は、平成14年10月25日(定期点検制度
については平成15年10月ころまで)に施行予定

総務省消防庁・違反是正支援センター